

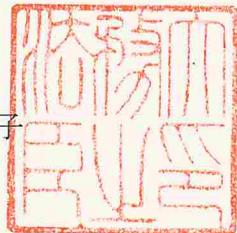


法務省訟民第252号  
令和3年6月3日

## 行政文書不開示決定通知書

山中理司様

法務大臣 上川陽子



令和3年4月15日受付第136号で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

記

### 1 不開示決定した行政文書の名称

国の利害に關係のある民事に関する争訟又は行政に関する争訟において、上告棄却決定等に伴い最高裁判所から返却を受けた予納郵券の受領に関する文書で、最高裁判所第二小法廷及び同第三小法廷のファックス番号が記載されている文書（最新版）

### 2 不開示とした理由

上記1について、これを作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示としました。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

\* 担当課等 法務省訟務局民事訟務課 03-3580-4111（内線4349）